

ご利用いただける方	制度名	融資対象者	融資限度額	融資利率	信用保証料率 (川崎市補助後の料率)	資金使途・期間	備考			
資脱中 金却小 繰す企 りる業 のた者 安め等 定新の 化た方 をな全 図事般 り業、 た展コ い開ロ 方をお の考影 え響の か方ら	振興資金★	中小企業者・協同組合等の方	中小企業者 2億円 協同組合等 4億円	(短期) 1年以内 年1.5%以内 (長期) 1年超5年以内 年2.0%以内 5年超7年以内 年2.3%以内 7年超 年2.5%以内 又は制度所定変動金利 (短プラ+0.7%以内) ※1	年0.450%~1.900%	(短期) 運転資金・設備資金1年以内 (据置6か月以内を含む) (長期) 運転資金 7年以内 (据置1年以内を含む) 設備資金 10年以内 (据置1年以内を含む)	転業する場合は、 川崎市の企業診断が必要			
				5年以内 年1.8%以内 5年超10年以内 年2.0%以内 10年超 年2.4%以内 又は制度所定変動金利 (短プラ+0.7%以内) ※1		年0.025%~0.750% (市保証協会の 0.2%引下げ含む)		設備資金 15年以内 (据置1年以内を含む)		
		1 令和2年2月以降に以下の新型コロナウイルス関連融資を利用された中小企業者等【災害対策資金(4号別枠)、危機対策資金(危機関連保証別枠)、不況対策資金(10年型)(セーフティネット保証5号)、川崎市新型コロナウイルス感染症対応資金】 2 直近6か月のいずれか1か月の売上高が、新型コロナウイルス感染症の影響以前(令和2年1月以前の同月)の売上高と比べて、減少していることを取扱金融機関によって確認された中小企業者等 3 セーフティネット4号か5号の認定を受けた中小企業者等 1.2.3のいずれかに該当する方で、事業展開(事業転換、業態・業種の転換等)や多角化、新製品開発に取り組む方	3,000万円	年1.6%以内	年0.225%~0.950%	運転資金 7年以内 (据置2年以内を含む) 設備資金 10年以内 (据置2年以内を含む)	取扱期間は 令和7年3月31日保証申込受付まで 金融機関による確認書(第20号様式)が必要			
		1 法人の場合：川崎市内に本店又は事業所を有し、次の(1)から(5)のすべてに該当するもの 2 個人事業主の場合：川崎市内に住所又は事業所を有し、次の(1)から(5)のすべてに該当するもの (1)1期以上の決算(確定申告を含む)を行っていること (2)保証申込時点で1年以上の与信取引があること (3)既存債務の返済条件緩和が行われていないこと (4)直近の決算において債務超過となっていないこと (5)川崎市信用保証協会の保証付き短期継続融資を並行して利用していないこと	5,000万円	金融機関所定利率	年0.450%~1.900%	運転資金 1年以内 (一括返済に限る)				
小規模 事業 資金	小規模事業資金	従業員30人以下(商業・サービス業は10人以下)の小規模事業者の方	3,500万円	3年以内 年1.8%以内 3年超5年以内 年2.0%以内 5年超 年2.1%以内	保証債務残高1,500万円以下 年0.383%~0.950% 保証債務残高1,500万円超 年0.383%~1.710%	運転資金・設備資金 8年以内 (据置1年以内を含む)				
				2,000万円				年1.2%以内	年0.225%~0.950%	運転資金・設備資金 1年以内 (据置6か月以内を含む)
				2,000万円				年1.4%以内		運転資金・設備資金 5年以内 (据置1年以内を含む)
				300万円				年1.3%以内		運転資金 4年以内 (据置6か月以内を含む)
小規模事業資金	従業員20人以下(商業・サービス業は5人以下)の小規模企業者の方(◎・▲)	2,000万円 ※2	3年以内 年1.6%以内 3年超5年以内 年1.8%以内 5年超8年以内 年1.9%以内 8年超 年2.0%以内	年0.450%~1.100%	運転資金・設備資金 10年以内 (据置1年以内を含む)					
川崎市に 進出を 考えている方	産業立地促進資金	川崎市が定める産業拠点地区及び工業専用地域に進出する中堅(資本金10億円以下又は従業員500人以下の会社又は個人)・中小企業者等の方	2億8,000万円 設備資金 20億円	運転資金 年2.0%以内 設備資金 年2.1%以内 *新川崎A地区・殿町3丁目地区への 進出の場合は、運転資金・設備資金 ともに年1.9%以内	保証付きの場合 年0.450%~1.900%	運転資金 7年以内 (据置1年以内を含む) 設備資金 15年以内 (据置1年以内を含む) ※3	保証付きの場合 川崎市の企業診断が必要 川崎市の審査会の認定が必要 保証なしの場合 川崎市の確認(第8号様式)が必要			
	企業立地促進資金	1 土地収用法第3条各号に掲げる事業及び都市計画法第4条第15項の規定による都市計画事業により産業拠点地区から移転を余儀なくされた方のうち川崎市内に立地する方 2 川崎市内のインキュベーション施設(かわさき新産業創造センター、かながわサイエンスパーク、テクノハイノベーション川崎、明治大学地域産学連携研究センター、ナノ医療イノベーションセンター)に入居した方のうち川崎市内に移転する方	2億8,000万円	年1.9%以内	年0.225%~0.950%	運転資金 7年以内 (据置1年以内を含む) 設備資金 10年以内 (据置1年以内を含む) ※3	対象者1 川崎市の確認(第9号様式)が必要 (担当：経済労働局経営支援課 電話044-200-2333) 対象者2 川崎市の確認(第9号様式)が必要 (担当：経済労働局イノベーション推進部 電話044-200-2973)			
新たな 取り 組みを する 方	創業支援資金	アーリーステージ 対応資金	3,500万円	年1.9%以内 ①借入金の1/3以上の自己資金 ⇒年1.8%以内 ②借入金の1/2以上の自己資金 ⇒年1.7%以内 又は制度所定変動金利 (短プラ+0.7%以内) ※1	年0.0% (市保証協会の 0.3%引下げ含む)	運転資金 7年以内 (据置1年以内を含む) 設備資金 10年以内 (据置1年以内を含む) ※市内設備に限る	川崎市の企業診断が必要 ※4 スタートアップ創出促進資金については「創業計画書」が必要			
				1 事業を営んでいない個人で、具体的な開業計画を有し、1か月以内に新たに個人事業を開始する方又は2か月以内に新たに会社を設立し事業を開始する方(認定特定創業支援事業を受けて創業しようとする場合はいずれも6か月以内)(◎・▲) 2 事業を営んでいない個人による開業で、開業後5年未満の中小企業者等の方(◎・▲) 3 事業を継続している会社により新たに設立(分社化)された会社で、具体的な開業計画を有する方又は設立後5年未満の中小企業者等の方(◎・▲) 4 個人事業を開始したのち、同一事業で会社を設立した方で、かつ個人事業を開始してから5年未満の方(1~4はいずれも創業関連保証を利用) 5 開業後1年未満の中小企業者等の方(一般保証を利用)				1,000万円	年0.450%~1.900%	
		女性・若者・シニア 起業家支援資金	3,500万円	年1.8%以内 ①借入金の1/3以上の自己資金 ⇒年1.7%以内 ②借入金の1/2以上の自己資金 ⇒年1.6%以内 又は制度所定変動金利 (短プラ+0.7%以内) ※1	年0.0% (市保証協会の 0.3%引下げ含む)					
		スタートアップ 創出促進資金	3,500万円	年1.9%以内 ①借入金の1/3以上の自己資金 ⇒年1.8%以内 ②借入金の1/2以上の自己資金 ⇒年1.7%以内 又は制度所定変動金利 (短プラ+0.7%以内) ※1	年0.5%	運転資金 10年以内 設備資金 10年以内 (いずれも据置1年以内を含む) が、金融機関のプロパー融資と同時に 実行またはプロパー融資残高がある 場合は据置3年以上とする)				
中小企業 者等の方 全般	新製品開発・ 新分野進出支援資金	原則として1年以上継続して同一事業を営む方で、自社技術等を使った新製品の開発をしようとする製造業者等の方並びに新分野に進出しようとする方又は進出後1年未満の中小企業者等の方	3,000万円	年2.1%以内 市補助金の交付決定を受けた場合は 年2.0%以内	年0.450%~0.800%	運転資金 7年以内 (据置1年以内を含む) 設備資金 10年以内 (据置1年以内を含む)	川崎市の企業診断が必要 新製品開発の場合は神奈川県立産業技術総合研究所の新製品評価が必要			
	流動資産担保資金	事業者に対する売掛債権又は棚卸資産を保有する中小企業者等の方(棚卸資産を担保とする場合は法人に限る)	2億5,000万円	年1.9%以内	年0.340%	運転資金・設備資金 1年以内				

※ 責任共有制度の対象外となる資金は、(◎)印で示してあります。  
 ※ 特定非営利活動法人(NPO法人)の方が利用できない資金は、(▲)印で示してあります。  
 ※ ★印の資金については、「SDGs取組支援融資」の取扱いが可能です(詳しくは10ページ参照)。  
 ※ 信用保証料の上乗せで経営者保証が不要となる「事業者選択型経営者保証非提供制度」を利用できる場合があります。

※1 変動金利の「短プラ」とは、金融機関が1年以内の融資をする際の最優遇金利等で、金融機関によって異なります。  
 ※2 全国の信用保証協会による既存保証付き融資残高との合計で、2,000万円の範囲内となる新規の保証に限りです。  
 ※3 運転資金の資金使途は移転費用等に限り、設備資金の資金使途は、土地取得費、建物建設費、敷金、入居保証金、改装費及び機械設備費等に限りです。  
 ※4 決算を一期以上終えている方、申込額が800万円以下の方又は当該資金利用に伴う企業診断を受けたことがある方は診断を省略できます。

ご利用いただける方	制度名	融資対象者	融資限度額	融資利率	信用保証料率 (川崎市補助後の料率)	資金使途・期間	備考						
新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方 売上や利益が減少している方 経営安定資金	不況対策資金(5年型)	1 最近3か月間又は6か月間の月平均売上高、平均売上総利益(率)及び平均営業利益(率)のいずれかが、前年又は前々年の同期と比べて減少している中小企業者等の方	3,000万円	年1.5%以内	年0.450%~0.950%	運転資金・設備資金 5年以内 (据置1年以内を含む)	取扱金融機関による確認書(第3号様式)が必要						
		2 主要な取引先からの最近3か月間又は6か月間の月平均受注額が、前年又は前々年の同期と比べて減少している中小企業者等の方		年1.4%以内									
		3 為替変動の影響により、最近3か月間又は6か月間の月平均売上高が前年又は前々年の同期と比べて10%以上減少している中小企業者等の方、若しくは平均売上総利益(率)及び平均営業利益(率)のいずれかが、前年又は前々年の同期と比べて5%以上減少している中小企業者等の方		年1.5%以内									
		4 取引先の支払条件が変わり、資金繰りが困難になっている中小企業者等の方											
		5 中小企業信用保険法第2条第5項第5号の認定を受けた中小企業者等の方(セーフティネット保証を利用)											
	不況対策資金(10年型)	1 最近3か月間又は6か月間の月平均売上高、平均売上総利益(率)及び平均営業利益(率)のいずれかが、前年又は前々年の同期と比べて減少している中小企業者等の方	8,000万円	年1.7%以内	年0.450%~0.950%	年0.450%	運転資金・設備資金 10年以内 (据置1年以内を含む)	取扱金融機関による確認書(第3号様式)が必要					
		2 主要な取引先からの最近3か月間又は6か月間の月平均受注額が、前年又は前々年の同期と比べて減少している中小企業者等の方		年1.6%以内									
		3 為替変動の影響により、最近3か月間又は6か月間の月平均売上高が前年又は前々年の同期と比べて10%以上減少している中小企業者等の方、若しくは平均売上総利益(率)及び平均営業利益(率)のいずれかが、前年又は前々年の同期と比べて5%以上減少している中小企業者等の方											
		4 取引先の支払条件が変わり、資金繰りが困難になっている中小企業者等の方											
		5 国又は市長が指定した倒産企業に、売掛金債権等を50万円以上有している中小企業者等の方及び50万円未満の売掛金債権等しか有していないがその倒産企業との取引規模が20%以上である中小企業者等の方											
6 中小企業信用保険法第2条第5項第1号の認定を受けた中小企業者等の方(◎)(セーフティネット保証を利用)													
7 中小企業信用保険法第2条第5項第2号又は第6号の認定を受けた中小企業者等の方(◎)(セーフティネット保証を利用)		年1.7%以内											
8 中小企業信用保険法第2条第5項第5号、7号又は第8号の認定を受けた中小企業者等の方(セーフティネット保証を利用)													
9 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第128条第1項第1号の認定を受けた中小企業者等の方(◎)(東日本大震災復興緊急保証を利用)													
危機対策資金	中小企業信用保険法第2条第6項の認定を受けた中小企業者等の方(◎)(危機関連保証を利用)※5	2億8,000万円	年1.7%以内	年0.400%	年0.400%	運転資金・設備資金 10年以内 (据置2年以内を含む)	市町村又は特別区の認定書が必要						
	災害対策資金	火災・風水害等の被害を受けている中小企業者等の方	8,000万円	年1.7%以内	年0.450%	年0.450%~0.950%	運転資金・設備資金 10年以内 (据置1年以内を含む)	り災証明書が必要					
		中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号の認定を受けた中小企業者等の方(◎)(セーフティネット保証を利用)						市町村又は特別区の認定書が必要					
激甚災害対策資金	国が指定した激甚災害の被害を受けている中小企業者等の方(◎)(災害関係保証を利用)	2億8,000万円			年0.450%		り災証明書が必要						
NEW!! 【経営力強化を図りたい方】 伴走支援型 経営力強化資金	1 金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者等	中小企業者 2億8,000万円 協同組合等 4億8,000万円	1年以内 3年以内 5年以内 5年超	年0.9%以内 年1.2%以内 年1.4%以内 年1.6%以内	<令和6年7月1日~9月30日> 年0.135%~0.525%(一般枠) 年0.230%(セーフティネット枠) <令和6年10月1日~> 年0.225%~0.875%(一般枠) 年0.383%(セーフティネット枠)	運転資金 5年以内 (据置1年以内を含む) 設備資金 7年以内 (据置1年以内を含む) ただし、本資金によって保証付きの既往借入金を借り換える場合は10年以内 (据置1年以内を含む) ※借り換えはセーフティネット保証5号の認定を受けて利用する場合で、かつコロナ関連融資からの借り換えのみ。 ※一括返済の場合1年以内	「経営力強化保証」申込資格要件等届出書(第26号様式)及び事業行動計画書(申込人が策定したもの)が必要 セーフティネット保証5号の場合は上記に加えて、市町村又は特別区の認定書						
	2 中小企業信用保険法第2条第5項第5号の認定を受け、金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者等(経営力強化保証を利用)												
	借換支援資金							1 保証付融資の借換えをすることにより、月々の返済負担の軽減及び資金調達の円滑化が図れる中小企業者等の方	2億8,000万円	年1.8%以内	保証承諾額(残高)8,000万円以下 年0.450%~0.950% 保証承諾額(残高)8,000万円超 年0.450%~1.900%	運転資金 10年以内 (据置1年以内を含む)	事業計画書(第5号様式)が必要
	2 上記1の条件を満たし、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第128条第1項第1号の認定を受けた中小企業者等の方(◎)(東日本大震災復興緊急保証を利用)												
条件変更改善型借換資金	保証付融資の全部又は一部について、返済条件を緩和している中小企業者等の方であって、金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者等の方(条件変更改善型借換保証を利用)		10年以内 10年超	年1.8%以内 年2.3%以内	東日本大震災復興緊急保証 年0.400%	運転資金 15年以内 (据置1年以内を含む) ※新規融資を含む場合、据置は2年以内	川崎市信用保証協会が定める書類が必要						
取企業組む建方に	企業再建資金	再建計画等を策定し償還の確実性が認められ、企業再建を図る強い意思を持ち、金融機関からの支援体制が構築されており今後も継続支援が確実で、次のいずれかに該当する中小企業者等の方 (1) 神奈川県中小企業活性化協議会の支援を受けて再建計画を策定し、企業再建を図ろうとする方 (2) 川崎市信用保証協会が設置する外部審査会が当該中小企業の事業再生に資すると見込まれるものとして答申を行った再生計画により企業再建を図ろうとする方(◎)(求償権消滅保証を利用)	2億8,000万円	年2.5%以内	年0.225%~1.100%	運転資金・設備資金 10年以内 (据置1年以内を含む)	川崎市信用保証協会が定める書類が必要						
	経営改善サポート型企業再建資金	経営サポート会議や神奈川県中小企業活性化協議会、認定経営革新等支援機関等の支援を受け策定した事業再生等の計画に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者の方(事業再生計画実施関連保証(▲)を利用)						10年以内 10年超	年2.0%以内 年2.5%以内	年0.340%または0.400%	運転資金・設備資金 15年以内 (据置1年以内を含む)		
事業承継を行う方	事業承継特別保証資金	次の(1)又は(2)に該当し、かつ、(3)に該当する中小企業者等 (1) 川崎市信用保証協会の保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人 (2) 令和2年1月1日から令和7年3月31日までに事業承継を実施した法人であって、事業承継日から3年を経過していないもの (3) 次の①から④までに定める全ての要件を満たすこと なお、①から③までについては、川崎市信用保証協会への申込日の直前の決算によるものとし、④については、川崎市信用保証協会への申込日時に満たしていることを要するものとする ① 資産超過であること ② EBITDA有利子負債倍率が10倍以内であること ③ 法人・個人の分離がなされていること ④ 返済緩和している借入金がないこと	中小企業者 2億8,000万円 協同組合等 4億8,000万円	年1.6%以内	年0.000%~0.950%	事業資金 10年以内 (据置1年以内を含む)	信用保証協会所定の申込資料のほか、次の1)2)に加えて、状況により3)~5)の書類が必要 1)事業承継計画書 2)財務要件等確認書 既往借入金を借り換える場合 →3)借換債務等確認書 既往借入金を借り換える場合で申込金融機関以外からの借入金を含むとき →4)他行借換依頼書兼確認書 保証料0%(市全額補助)の場合 →5)ガバナンス体制の整備に関するチェックシート ※プロパー資金も借り換え対象						

※ 責任共有制度の対象外となる資金は、(◎)印で示してあります。  
 ※ 特定非営利活動法人(NPO法人)の方が利用できない資金は、(▲)印で示してあります。  
 ※ 信用保証料の上乗せで経営者保証が不要となる「事業者選択型経営者保証非提供制度」を利用できる場合があります。  
 ※ 公害防止資金については、令和5年度で新規受付を終了いたしました。

※5 大規模な経済危機や災害発生時に、国が指定する期間(原則1年間)のみ利用が可能となる資金です。  
 ※6 保証付きの既往借入金を借換える場合は、10年以内(据置1年以内を含む)となります。